

学校いじめ防止基本方針



令和6年4月
岩沼市立岩沼西中学校

いじめ防止基本方針

岩沼市立岩沼西中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針 【第1章 総則】

(1) 目的 【法第1条】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、本校は、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらそれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) 定義 【法第2条】

この法律において「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

(3) いじめの禁止 【法第4条】

生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務 【法第8条】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項 【第3章 基本的施策】

(1) 基本的施策

① 学校におけるいじめの防止 【法第8条】

ア) 学校の最重点目標の一つに「心を育てる学校」を掲げ、弱いものいじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会などを実施する。

② いじめの早期発見のための措置 【法第16条】

ア) いじめ調査など 【法第16条1項】

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年2回（7月，11月）
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月，11月）
- ・教育相談を通じた担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（7月，11月）

イ) いじめ相談体制 【法第16条2項】

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置

ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上 【法第18条】

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に基づいて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策 【法第19条】

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会などを行う。

3 いじめ防止等に関する措置 【第4章 学校におけるいじめ対策組織】

(1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置 【法第22条】

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長，教頭，主幹教諭，教務主任，学年主任，生徒指導主事，教育相談担当，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー

<活 動>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談など）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

<開 催>

- ・開催は，週一回主任者会および月一回の運営委員会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置 【法第23条】

- ① いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事案が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室などにおいて学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

4 重大事案への対処 【第5章 重大事態への対処】 ※参照〔重大事案発生時対応フロー図〕

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には，次の対処を行う。

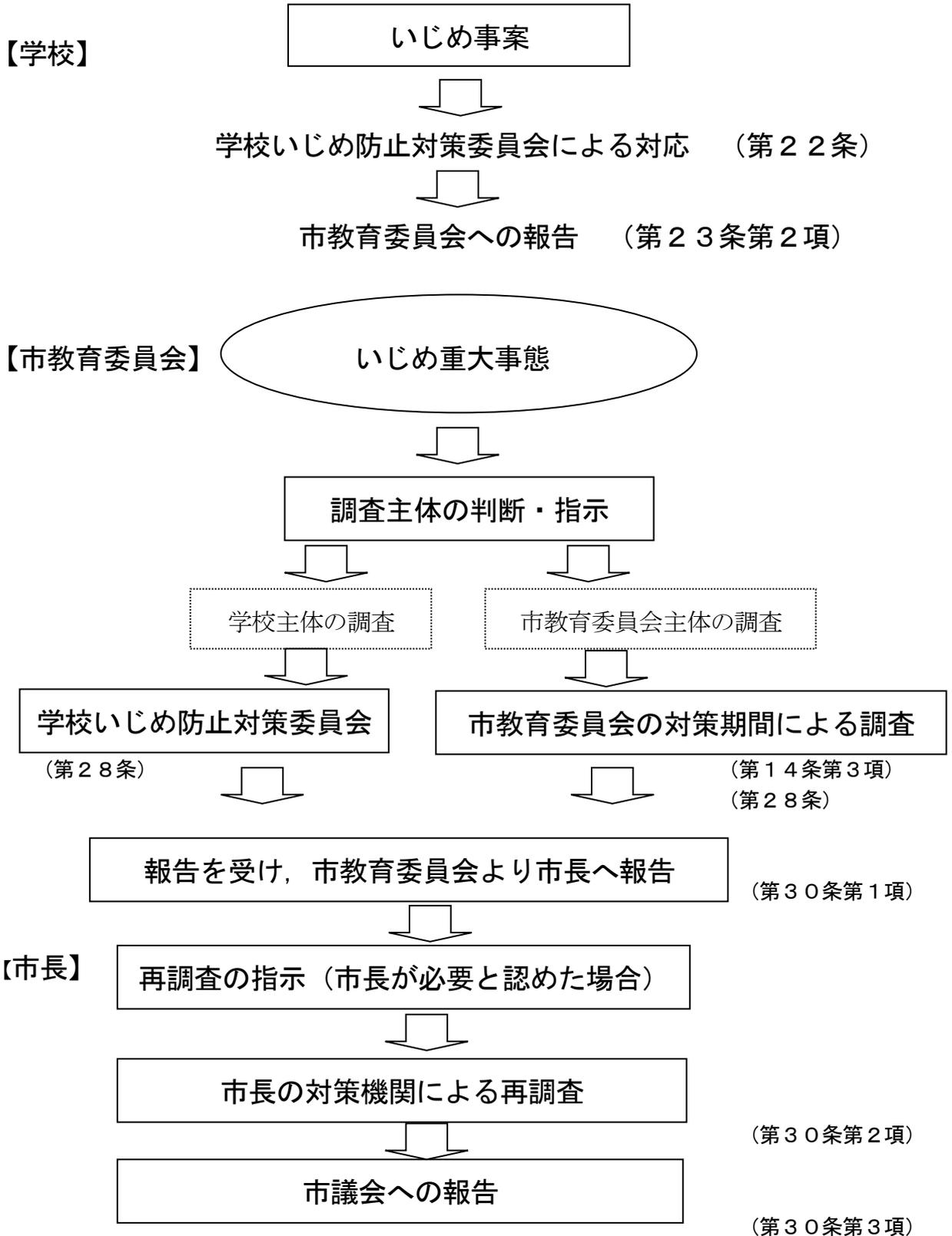
- (1) 学校は，重大事態に対処し，及び同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。 【法第28条1項】
- (2) 学校は，(1)の調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し，必要な情報を適切に提供する。 【法第28条2項】
- (3) 岩沼市長に対する重大事態が発生した旨の報告，岩沼市長による(1)の調査の再調査，再調査を踏まえて措置を講ずる。 【法第30条5項】

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の2点を学校評価の項目に加え，適正に事項の取り組みを評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

重大事態発生時の対応について



※ () 内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す